

## 就学校変更・区域外就学申請の拡充について

### 1 背景

個々の児童・生徒に、より良い教育の場を提供するという観点から、近年進む家庭環境の複雑化や転校によるいじめ・不登校等への不安感などに配慮した教育制度が求められている。

そのため、個々の児童・生徒の具体的な事情に即した教育機会の平等性を図るため、現行の就学校変更・区域外就学申請を維持しつつ、新たな許可基準を創設することとする。

### 2 新たな許可基準について

#### (1) 転居理由による許可期間の延長

##### ①許可事由の概要

小学校1～4年生について、隣接する校区へ転居した場合は、卒業まで許可期間を延長する。

中学校1年生について、卒業まで許可期間を延長する。

	転居理由による許可対象学年範囲・許可期間 (※いずれも通学面に支障がない場合)	
	従前	改正後
小学校	5・6年生のみ卒業まで 1～4年生は学年度末まで	5・6年生は卒業まで(変更なし) 1～4年生は、学年度末まで (※ <u>隣接する校区へ転居した場合は、卒業まで</u> )
中学校	2・3年生のみ卒業まで 1年生は学年度末まで	全学年卒業まで

##### ②許可理由

###### ア) 小学校

現在の許可期間は、5・6年生は卒業まで、1～4年生は当該学年度末を限度としているが、5・6年生とそれ以外のきょうだいがいる場合、5・6年生は卒業まで就学できるにも関わらず、それ以外の4年生までのきょうだいについては、兄又は姉の卒業と同時に住所地の校区校へ転校しなければならず、不公平感が生じていた。

また、きょうだいがいない場合でも、転校により新たに人間関係を築くことに不安があるため、通学に無理のない範囲であれば卒業まで就学することができるよう許可期間を延長してほしいとの要望も多く寄せられていた。

住所地における学校へ就学することが原則であるものの、近距離の転居で通学に問題がなければ、友人関係を考慮し、引き続き転居前の学校に就学したいとの心情は理解でき、教育委員会としても配慮が必要であると判断した。

よって、通学にかかる安全性を考慮し、隣接する校区へ転居する場合に限り、保護者の責任において通学に支障のない範囲で、許可期間を卒業まで延長することとする。

なお、経過措置として、昨年度の転居であるが、現在、6年生の兄または姉が在籍している理由で転居前の学校に就学している児童についても対象とする。

## イ) 中学校

現在の許可期間は、2・3年生は卒業まで、1年生は当該学年度末を限度としているが、保護者からは思春期でもあり、人間関係や非行、いじめ等への不安感を抱きやすい年頃でもあること、また、転校により新たに制服・通学カバン等の購入が必要となり経済的な負担があることなどから、1年生についても卒業まで就学を許可してほしいとの要望が多く寄せられていた。

教育委員会で検討した結果、中学1年生であっても、転校となると一から人間関係を築かなければならず不安であるという子の心情、また思春期の子を持つ保護者としても、人間関係や非行、いじめや不登校への不安、また、転校に伴い、新たに制服や通学カバン等を購入することによる経済的な負担は理解でき、配慮が必要であると判断した。

そのため、保護者の責任において通学に支障のない範囲で、生徒への環境の変化による影響や家庭の経済的負担を考慮し、1年生についても許可期間を卒業まで延長することとする。

## (2) 転居により校区が変わったが、過去に長期欠席があるなど、個々の児童・生徒の具体的な事情から転校に支障があると認められる場合

### ① 許可事由の概要

児童・生徒の具体的な事情から転校に支障があると認められる場合、就学校変更を認める。

### ② 許可理由

児童・生徒の状況により、転校に伴い不登校や精神面での問題が生じる恐れがある。

また、離婚に伴う転居については、子どもは両親の離婚という精神的ストレスを受けたうえに、転居に伴い転校しなければならず、それまでの友人とも離れなければならない。

そのため、個々の児童・生徒の具体的な事情に即した教育機会の平等性を図る必要があると判断し、学校長の副申等により、転校に支障があると認められる事情がある場合は、就学校の変更を認めることとする。

## (3) 就学校変更・区域外就学申請をしていた小学校の校区に属する中学校への入学（中学校入学時のみ）

### ① 許可事由の概要

小学校卒業時において、就学校変更・区域外就学申請をしていた児童で、当該小学校の校区に属する中学校への就学を許可する。

また類似事例として、小学校卒業式当日から中学校入学式前日までの期間に、他の中学校区へ転居した場合であっても、児童の希望があれば、小学校卒業時の校区に属する中学校への就学を許可する。

なお、川西小学校では、小学校の校区に属する中学校が川西中学校と川西南中学校の2校存在するため、児童の希望により選択できるものとする。

### ② 許可理由

中学校入学時は、思春期でもあり人間関係や非行、いじめ等への不安感を抱きやすい年頃でもあるため、小学校卒業後も気の知れた友人と同じ中学校への就学を許可してほしいとの要望が多く寄せられていた。

要望に対し、教育委員会で検討した結果、中学校入学にあたり、一から人間関係を築くことに

不安があるため、小学校時代の友人と同じ中学校へ入学したいという子の心情、また、子どもが、人間関係や非行、いじめや不登校への不安を抱くことなく、中学校へ入学してほしいという保護者の心情は理解できる。また、別制度である隣接校区校選択希望制度（旧校区外就学希望制度）では、同様の要望に配慮するため、既に小学校の校区に属する中学校への入学を許可している。

そのため、就学校変更・区域外就学申請においても、保護者の責任において通学に支障のない範囲で、友人関係などの心情に配慮し、就学校の変更を認めることとする。

#### （４） 近距離の学校への就学校変更。（原則、小学校入学時及び転入時のみ）

##### ① 許可事由の概要

隣接校の方が、通常の経路による通学距離が短縮され、かつ、通学の安全が確保される場合、隣接校への就学校変更を認める。（川西市民のみ）

##### ② 許可理由

新たな住宅地の造成や道路の整備等があり、そこに居住する就学児童にとって隣接校の方が通学距離が短縮され、かつ、通学の安全が向上する場合などは、保護者から就学校変更の要望が多く寄せられていた。

このような、校区をめぐる問題解決の一助として、平成17年度から隣接校区校選択希望制度（旧校区外就学希望制度）を導入し対応してきたが、一部の地域で毎年、抽選が発生し希望校に就学できていない児童が一定数おり、川西市立学校校区審議会においても、その対応が必要ではないかとの議論と

なった。このような状況を受けて、教育委員会で協議した結果、特に小学校低学年の児童を持つ保護者にとって、住所地における指定校より通学距離が短縮され、通学の安全が確保される隣接校を希望する心情は理解でき、配慮が必要であると判断した。

よって、児童の安全面や利便性を考慮し、小学生に限り隣接校へ就学することを認めることとする。

※令和5年1月（令和5年度入学者）より運用開始しています。